

長浜市都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準及び指導要綱等の一部改正

新旧対照表（抜粋）

施行日 令和2年4月1日

都市計画法に基づく開発行為に関する技術基準 新旧対照表 (抜粋)

新	旧																							
<p>第3章 道路に関する基準</p> <p>6 道路の構造</p> <p>(1) 横断勾配</p> <p>道路の横断勾配は、下表に掲げる値を標準とする。</p> <p>表3-6 標準横断勾配</p> <table border="1" data-bbox="188 684 1086 1027"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>横断勾配</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車道</td> <td>道路の中心を頂点とし、両側に向かって1.5% (片側2車線の場合は2.0%)</td> <td>路面排水のため両側に側溝を設ける。</td> </tr> <tr> <td>歩道</td> <td>側溝に向かって1.0%</td> <td>透水性舗装を原則とする。</td> </tr> </tbody> </table>	区分	横断勾配	備考	車道	道路の中心を頂点とし、両側に向かって1.5% (片側2車線の場合は2.0%)	路面排水のため両側に側溝を設ける。	歩道	側溝に向かって1.0%	透水性舗装を原則とする。	<p>第3章 道路に関する基準</p> <p>6 道路の構造</p> <p>(1) 横断勾配</p> <p>道路の横断勾配は、片勾配を必要とする場合を除き、路面の種類に応じて下表に掲げる値を標準とする。</p> <p>表3-6 標準横断勾配</p> <table border="1" data-bbox="1164 684 2049 965"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">路面の種類</th> <th colspan="2">横断勾配 (%)</th> </tr> <tr> <th>片側1車線の場合</th> <th>片側2車線の場合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>車道</td> <td>セメント舗装、 アスファルト舗装</td> <td>1.5</td> <td>2.0</td> </tr> <tr> <td>歩道</td> <td>透水性舗装 (原則)</td> <td colspan="2">1.0 以下</td> </tr> </tbody> </table>	区分	路面の種類	横断勾配 (%)		片側1車線の場合	片側2車線の場合	車道	セメント舗装、 アスファルト舗装	1.5	2.0	歩道	透水性舗装 (原則)	1.0 以下	
区分	横断勾配	備考																						
車道	道路の中心を頂点とし、両側に向かって1.5% (片側2車線の場合は2.0%)	路面排水のため両側に側溝を設ける。																						
歩道	側溝に向かって1.0%	透水性舗装を原則とする。																						
区分	路面の種類	横断勾配 (%)																						
		片側1車線の場合	片側2車線の場合																					
車道	セメント舗装、 アスファルト舗装	1.5	2.0																					
歩道	透水性舗装 (原則)	1.0 以下																						

新

旧

(5) 隅切り (省令第24条第6号)

交差部およびまがりかどにおける隅切り長 (斜辺長) は、交差する道路の幅員、交差角に応じて下表に示す値以上とすること。

表3-11 隅切り長 (斜辺長)

(単位: m)

幅員	6.0 以上	9.0 〃	10.0 〃	12.0 〃	15.0 〃	20.0 〃
20.0 以上	5 6 4	5 6 4	5 7 4	6 8 5	8 10 6	10 12 8
15.0 〃	5 6 4	5 6 4	5 6 4	6 8 5	8 10 6	
12.0 〃	5 6 4	5 6 4	5 6 4	6 8 5		
10.0 〃	5 6 4	5 6 4	5 6 4			
9.0 〃	5 6 4	5 6 4				
6.0 〃	5 6 4					

【開発道路の幅員】

- 1 段目 交差角 60° 超え 120° 以下の場合
- 2 段目 交差角 60° 以下の場合
- 3 段目 交差角 120° 超えの場合

【既存道路の幅員】

(5) 隅切り (省令第24条第6号)

交差部およびまがりかどにおける隅切り長さは、交差する道路の幅員、交差角に応じて下表に示す値以上とすること。

表3-11 隅切り長

(単位: m)

幅員	6.0 以上	9.0 〃	12.0 〃	16.0 〃	18.0 〃	20.0 〃	25.0 〃
25.0 以上	4	4	5	5	5	6	8
20.0 〃	4	4	5	5	5	6	
18.0 〃	4	4	5	5	5		
16.0 〃	4	4	5	5			
12.0 〃	4	4	5				
9.0 〃	4	4					
6.0 〃	4						
4.0 〃	3						

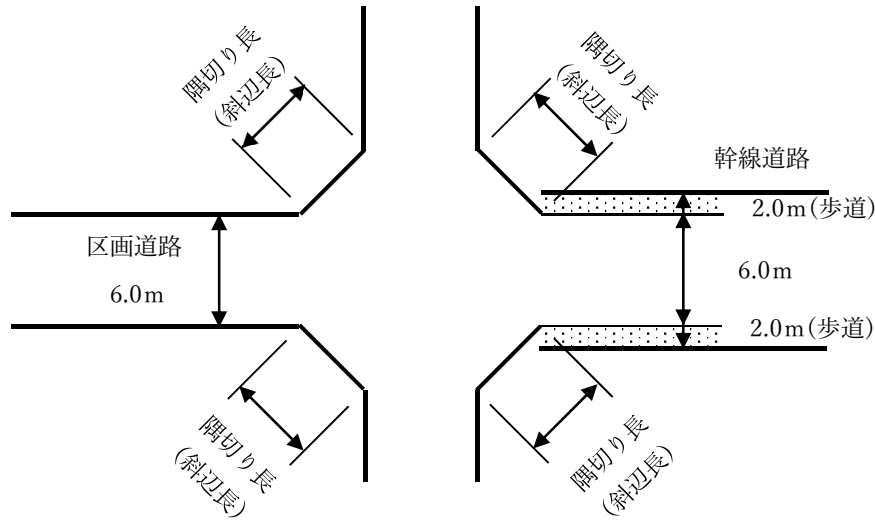
【開発道路の幅員】

- 交差角: 120° 以上の場合 (左表の数値 - 1.0m)
- 交差角: 60° 以下の場合 (左表の数値 + 2.0m)

【既存道路の幅員】

新

図 3-9 隅切り設計図



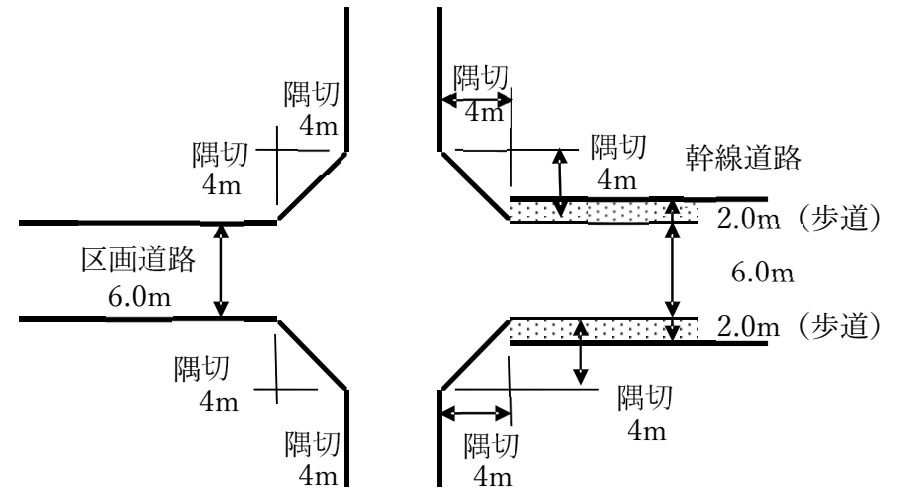
※隅切りは、両隅切りを原則とする。

なお、開発区域の総面積が1,000㎡未満において、築造される道路が幅員6.0m以上かつ延長が35m未満でやむを得ず行き止まりとなる場合においては、次によることができる。

- (1) 長浜市道路位置指定指導要綱第4条別図第3両側隅切りの寸法によることができる。
- (2) 隣接する土地が宅地である場合等で、道路管理者が止むを得ないと認めた場合は、片隅切りで斜辺長を7m以上とすることができる。

旧

図 3-9 隅切り設計図



※隅切りは、両隅切りを確保すること。

なお、以下の条件をすべて満たす開発行為により築造される道路については、既設道路との接続部における隅切り長を3.0m×3.0m以上とすることができる。

- ・開発区域の総面積が500㎡以上1,000㎡未満であること
- ・築造される道路がやむを得ず行き止まりとなること
- ・当該道路の総延長が既設道路との接点から最長距離で30.0m未満であること
- ・当該道路に接する宅地が2以上あり、かつ当該道路のみを接道とする宅地が2以下であること

新	旧
<p>(6) 袋路状道路 (省令第24条第5号)</p> <p>ア 袋路状道路に関する規定 道路は、袋路状でないこと。 ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合はこの限りでない。 (ア)、(イ) 省略 (ウ) 幅員が6.0m以上、かつ延長が35m未満で、当該道路のみを接道とする宅地が、2区画以内である場合 (エ) 幅員が6.0m以上、かつ延長が35m未満で、道路の行き止まり先端に転回広場が設けられている場合</p> <p>9 道路施設設計に係る留意事項</p> <p>(1) 道路の構造について</p> <p>① 道路幅員 <input type="checkbox"/> 省略 ② 道路側溝 <input type="checkbox"/> 道路側溝は直線、曲線共に両側とする、また有蓋側溝を原則とする。(ただし、道路に沿って河川等がある場合は除く) ③ 省略 ④ 横断勾配 <input type="checkbox"/> 車道は、両勾配を原則とし-1.5%とする。 ⑤～⑨省略</p> <p>(2) 施設の設計および設計便覧等について</p> <p>⑦ 舗装断面 <input type="checkbox"/> 車道部は原則としてアスファルト舗装またはセメント舗装とし、ブロック舗装を使用しないこと。</p>	<p>(6) 袋路状道路 (省令第24条第5号)</p> <p>ア 袋路状道路に関する規定 道路は、袋路状でないこと。 ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合はこの限りでない。 (ア)、(イ) 省略 (ウ) 延長が35m未満で、当該道路のみを接道とする宅地が、2区画以内である場合 (追加)</p> <p>9 道路施設設計に係る留意事項</p> <p>(1) 道路の構造について</p> <p>① 車道幅員 <input type="checkbox"/> 省略 (追加) ② 省略 ③ 横断勾配 <input type="checkbox"/> 車道は、-1.5%とする。 ④～⑧省略</p> <p>(2) 施設の設計および設計便覧等について</p> <p>⑦ 舗装断面</p>

新	旧
<p>第 4 章 公園、緑地、広場に関する基準</p> <p>1 公園等に関する法規定</p> <p>都市計画法施行令第 25 条第 1 項第 6 号ただし書（以下「ただし書」という。）の適用の例については、次による。</p> <p>(1) 開発区域から、おおむね 250m 以内に 1,500 m²以上の地方公共団体等が管理を行う公園が存在する場合。 ただし、この場合において、開発区域と公園の間に、国道、県道、鉄道、河川、崖地、その他利用者の安全な通行を分断するものがある場合はならない。</p> <p>(2) 土地区画整理事業又は開発許可により面的整備事業が施行された区域内の土地等、開発区域内の居住者が支障なく利用できる公園等が周辺において既に適正に確保された土地の二次的な開発の場合 なお、土地区画整理事業の二次開発が当初計画された土地利用フレームと大幅に異なる開発に該当するときは、ただし書を適用しないものとする。</p> <p>(3) 建築基準法に基づく総合設計制度等による公開空地等が、開発区域の面積の 3 パーセント以上確保され、将来にわたって担保される場合。</p> <p>5 その他</p> <p>共同住宅等の開発事業において整備された公園等については、市への帰属は原則求めない。なお、帰属しない公園等については、事業者が適切に管理しなければならない。</p>	<p>第 4 章 公園、緑地、広場に関する基準</p> <p>1 公園等に関する法規定</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p>

長浜市開発事業に関する指導要綱 新旧対照表 (抜粋)

新	旧
<p>長浜市開発事業に関する指導要綱</p> <p>(適用範囲等)</p> <p>第2条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する事業（以下「開発事業」という。）に適用する。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>削除</p> <p>(4)、(5) 省略</p> <p>(緑化の推進)</p> <p>第21条 事業主は、開発事業にあつては、建築区画ごとに、当該区画面積の10パーセント以上の緑化面積を確保するよう努めなければならない。ただし、商業地域において、専ら商業の用に供する目的を持つてする開発事業については、別に市長と事業主が協議して定める。</p> <p>2 緑化面積は、次の場合により算出するものとする。</p> <p>(1) 高中木1本につき 10平方メートル (必要緑化面積の2分の1を限度とする。)</p> <p>(2) 低木1本につき 1平方メートル</p> <p>(3) 地被植物 植栽した面積</p>	<p>長浜市開発事業に関する指導要綱</p> <p>(適用範囲等)</p> <p>第2条 この要綱は、次の各号のいずれかに該当する事業（以下「開発事業」という。）に適用する。</p> <p>(1) ～ (3) 省略</p> <p>(4) 道路を築造せず4以上の宅地区画を形成し分譲する事業</p> <p>(5)、(6) 省略</p> <p>(緑化の推進)</p> <p>第21条 事業主は、開発事業にあつては、建築区画ごとに、当該区画面積の20パーセント以上の緑化面積を確保するよう努めなければならない。ただし、商業地域において、専ら商業の用に供する目的を持つてする開発事業については、別に市長と事業主が協議して定める。</p> <p>2 緑化面積は、次の場合により算出するものとする。</p> <p>(1) 高中木1本につき 10平方メートル</p> <p>(2) 低木1本につき 1平方メートル</p> <p>(3) 地被植物 植栽した面積</p>

長浜市中高層等建築物に関する指導要綱 新旧対照表 (抜粋)

新	旧
<p data-bbox="185 352 719 384">長浜市中高層等建築物に関する指導要綱</p> <p data-bbox="203 448 338 480">(適用範囲)</p> <p data-bbox="159 496 1106 624">第2条 この要綱は、長浜市の都市計画区域内に建築される、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及び建築を前提とする事業で、次に掲げるものについて適用する。</p> <p data-bbox="203 639 439 671">(1)～(5) 省略</p> <p data-bbox="203 687 983 719">(6) 道路を築造せず4以上の宅地区画を形成し分譲する事業</p>	<p data-bbox="1162 352 1695 384">長浜市中高層等建築物に関する指導要綱</p> <p data-bbox="1180 448 1314 480">(適用範囲)</p> <p data-bbox="1135 496 2083 624">第2条 この要綱は、長浜市の都市計画区域内に建築される、建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物で、次に掲げるものについて適用する。</p> <p data-bbox="1180 639 1415 671">(1)～(5) 省略</p>